

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	愛知県幼児教育研究協議会のあゆみ	4
資料 5	令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	5
資料 6	1 年目の取組	6
資料 7	今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する 有識者検討会 最終報告、及び幼稚園教育要領、及び保育所 保育指針より一部抜粋	8
資料 8	2 年目の取組	10
資料 9	協議内容	11
資料 10	専門部会委員名簿	12
資料 11	令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画	13
別添 1	令和 6 年度「多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方 ～受け止め合う心を育むための関わりを考える～」リーフレット	
別添 2	令和 6 年度実施アンケート調査 まとめ	
参考資料	令和 5 年度義務教育問題研究協議会 パンフレット	

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

(敬称略)

令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

選任区分	氏 名	職 名
学識経験者 ・ 一般有識者	山 口 雅 史	椋山女学園大学教授
	鈴 木 照 美	愛知県保育者養成研究会会長
市町村 関係者	増岡 潤一郎	みよし市教育委員会教育長
	畑 生 理 沙	名古屋市教育委員会教育支援部義務教育課長
	古田 美津子	名古屋市子ども青少年局保育部担当課長
	鈴 木 善 三	碧南市こども健康部保育課長
幼稚園・ 保育所及び 学校関係者	室田 ひふみ	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長（名古屋市立第一幼稚園長）
	鈴 木 孝 昌	愛知県私立幼稚園連盟副会長（はばたき幼稚園長）
	吉 田 龍 宏	愛知県社会福祉協議会保育部会副部会長（美和こども園長）
	島 崎 佳 子	名古屋私立保育連盟副会長（いぶき保育園長）
	柴田 由美子	愛西市立北河田小学校長
P T A 関係者	塚 本 浩 介	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長（名古屋市立第一幼稚園）
	加藤 万里子	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長（R6.8～R6総会）（幼保連携型認定こども園保見ヶ丘幼稚園）
	伊 藤 莉 奈	常滑市立常石保育園父母の会（さくらの会）会長
県関係者	森 川 明 子	愛知県福祉局子育て支援課長
	大 竹 隆 夫	愛知県県民文化局学事振興課私学振興室長

事 務 局 名 簿

	氏 名	職 名		
事 務 局	橋本 具征	愛知県教育委員会教育部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	尾本 国博	愛知県教育委員会義務教育課長		
	竹内 政一	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	稲垣 孝治	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	谷川 永里子	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	後藤 義広	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	渡邊 祐子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	成田 敦子	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	加藤 綾子	愛知県総合教育センター学校支援研修課 主査		
	渡辺 久美子 中井 吉美	愛知県幼児教育コーディネーター		

資料 4

愛知県幼児教育研究協議会のあゆみ

年度	経	過
昭 47	・協議会の設置	
48	・「幼児教育の指針」の作成	
49	・協議題 4・5歳児の教育(保育)内容を中心に	(答申)
50		(中間報告)
51	・協議題 幼児教育と小学校教育のあり方とその連携	(答申)
52	・協議題 今後における幼稚園と保育所の関係について	(報告)
53	・協議題 幼・保の教育(保育)と家庭教育との連携	(中間報告)
54	・協議題 幼稚園・保育所と家庭との連携	(報告)
55		(中間報告)
56	・協議題 幼児教育の充実をめざす指導の在り方	(報告)
57		(中間報告)
58	・協議題 幼児教育に関する今日的課題	(報告)
59	・協議題 幼児の生活実態とその問題点	(報告)
60	・協議題 幼稚園・保育所における望ましいしつけの在り方	(報告)
61	・協議題 家庭の教育力回復のために幼児教育機関の果たす役割	(報告)
62	・協議題 幼児教育のための保育者の資質向上の在り方	(報告)
	・現職教育資料「保育者としてこれだけは」	(発行)
63	・協議題 人とのかかわりをもつ力の育成	(中間報告)
平元	//	(報告)
	・現職教育資料「人とのかかわりをもつ力の育成」	(発行)
2	・協議題 自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いについて	(中間報告)
3	//	(報告)
	・現職教育資料「自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを持つ力を育てる」	(発行)
4	・協議題 基本的な生活行動を主体的に身に付けるために	(実態調査)
5	//	(中間報告)
6	//	(報告)
	・現職教育資料「基本的な生活行動を主体的に身に付けるために」	(発行)
7	・協議題 一人一人の幼児の特性や発達の課題に応じた教育・保育の在り方	(実態調査)
8	//	(中間報告)
9	//	(報告)
	・現職教育資料「わたしたちの園にふさわしい教育課程・保育計画」	(発行)
10	・協議題 心豊かな幼児の育成をめざして	(実態調査)
11	//	(中間報告)
12	//	(報告)
	・現職教育資料「保育のポイント Q&A50」	(発行)
13	・協議題 幼児の心を豊かにする幼稚園・保育所と家庭との連携のあり方	(実態調査)
14		(報告)
15	・協議題 子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方	(実態調査)
16		(報告)
17	・協議題 幼児期における心の教育	(実態調査)
18	ー「命」を感じる教育を考えるー	(報告)
19	・協議題 協同的な活動を通して、幼児期の「遊び・学び・育ち」を考える	(実態調査)
20		(報告)
21	・協議題 子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程	(実態調査)
22	ー伝え合う力や規範意識の芽生えを培う体験を重視してー	(報告)
23	・協議題 愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考える	(報告)
	ー幼児教育の指針の策定に向けてー	
24	・協議題 小学校教育を見通した幼児期の教育を考える	(中間報告)
25	ー接続期における教育課程・保育課程の編成に向けてー	(報告)
26	・協議題 幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について	(中間報告)
27		(報告)
28	・協議題 生涯にわたる学びを支える幼児教育の在り方	(中間報告)
29	ー幼児期における「学びに向かう力」の育成を通してー	(報告)
30	・協議題 幼児期の育ちを支える幼稚園・保育所・認定こども園と家庭との連携の在り方	(報告)
	についてー「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにしてー	
令元	・協議題 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる学びの芽を捉える	(報告)
	ー「自然との関わり・生命尊重」の姿に視点を当ててー	
2	・協議題 幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは	(中間報告)
3	ー子供の具体的な遊びや生活の姿から考えるー	(報告)
4	・協議題 幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして	(中間報告)
5	ー幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けてー	(報告)
6	・協議題 多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方	(中間報告)
	ー受け止め合う心を育む関わりを考えるー	

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

〈協議題設定の理由〉

【現状・動向】

- 愛知県内の公立幼稚園を対象とした調査で、外国籍幼児は総園児数に対して令和5年度が5.6%、令和6年度は7.0%、**令和7年度は8.4%**である。
- 愛知県は外国にルーツをもつ児童生徒が多く、令和5年度愛知県義務教育問題研究協議会において「外国にルーツをもつ児童生徒の受入れ・共生のための支援・指導の在り方」について協議され、リーフレットが作成されて活用が進んでいる。

※参考資料 参照

- 文部科学省の委託研究においても、令和4年度に「外国人幼児等の受入れに関する研究」の発表がされており、外国籍等の子供がいる環境の中で幼児教育をどのように行っていくかについての関心は高い。

【国の提言】

- 令和5年2月中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が審議のまとめを公表した。

その中で、「特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援」として、外国籍等の子供に対する支援や配慮について現状や課題が挙げられている。幼児教育施設では散在する指導上の留意事項等の整理をすることや、活用できる資料、教材の作成等、子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集し、蓄積して活用することも示されている。

幼児教育施設では、外国籍等の子供が多くなってきており、その対応（困り感や課題）が問題となっている。調査対象を公立幼稚園だけでなく私立幼稚園、及び公私立保育所、こども園を含めた愛知県内に広げ幼児期における外国籍等の子供の在籍率などの調査や、支援の参考となる資料を集めたい。

言語・文化的に多様な背景をもつ子供がいる環境で、幼児期の子供たちが育ち合える教育をどのように推進していくべきかを協議する必要がある。

協議題

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

研究内容

- 子供や保護者、園の困り感を把握する

- ・言葉の理解
- ・文化の違い
- ・生育環境や特性 等

具体的な場面や
姿を捉える

- 保育者の援助・支援の在り方について検討する

- ・個々に応じた適切な関わり方
- ・環境の構成
- ・保護者支援
- ・関連機関との連携 等

研究計画

【一年次】県内の状況、課題について全県調査を行い、把握する

- 幼児教育現場における課題や困りごとの把握（対象：県内の公私立幼稚園、保育所、認定こども園）
 - ・一人一人の多様な言語・文化的背景に対応していくにあたり、課題となること。
 - ・個の姿に応じてどのように関わり、心のつながりをもった温かな関係をどのように築き、育んでいくとよいか。
 - ・子供の園での学びや保育者の支援の方法を小学校へどのように繋いでいくとよいか。
- ⇒調査内容について協議を進め、調査実施後、結果の分析をもとに研究課題を絞り込む。

* 中間報告：調査結果と分析結果をリーフレットにまとめる

【二年次】調査結果に基づき研究、報告書作成

- 絞り込んだ研究課題について、園又は保育者が参考にして活用できる資料にまとめる

□ 1 年目の取組 □

令和 6 年度幼児教育研究協議会からの意見（抜粋）
（第 1 回は令和 6 年 6 月 3 日（◇）、第 2 回は令和 7 年 1 月 1 7 日（◆））

< 外国籍等の子供への関わり >

- ◆ 担任の寄り添いがあり、当該幼児が安心して生活できた事例がある。相手の文化的・言語的背景に寄り添った関わりが大切である。
- ◇ 子供の困り感を捉え、それに合わせて関わりを工夫していけば、友達と共に過ごすことを楽しむようになる。

< 周囲の子供たちへの関わり >

- ◇ 定住する外国人も増えており、日本の子供に多文化を伝える機会とすることが大切である。
- ◇ 多文化の人たちと分かり合える材料として、音楽やダンス等、非認知的なことの観点が重要である。
- ◆ 子供たちは一緒に遊ぶ中で通じ合っていくという「育ち合い」の視点も必要である。

< 外国籍等の保護者への関わり >

- ◇ 園の考え方を押し付けるのではなく、対話しながら理解してもらうことが必要である。
- ◇ 時間や生活での約束事の捉え方がおおらかに感じることもあるが、保護者をルーズだと捉えるのではなく、文化の違いと捉え対応していく必要がある。
- ◆ 外国籍の保護者が相談をする際、日本人（日本の文化）では分からないことがある。受け入れ体制として、外国籍の方の対応ができる人がいるとよい。

< 関係機関との連携 >

- ◆ 担任だけでなく、園全体でフォローアップしていく必要がある。また、自治体を含め関係機関等のサポートも必要である。

< 小学校への接続に関わる取組 >

- ◆ 小学校への接続に関わる取組例として、具体的な連携の仕方や円滑な接続方法について示していけるとよい。

アンケート調査を行い、その結果をもとに、リーフレットを作成

アンケートの結果より

- ・ 県内の幼児教育施設において、8割近くの園に外国籍等の子供が在籍していると考えられる。
- ・ 外国籍等の子供が入園した際、言葉が上手く通じないことからの困り感を抱いていることを保育者は捉えており、そばに寄り添う、イラストで伝える等の個別の関わりをすることには配慮している。
- ・ 外国籍等の子供の母語や母国の文化に寄り添った関わりは、あまり行われていない。
- ・ 「共に生活する周囲の子供たちへの保育者の関わり」のどの項目も、「あまり配慮していない」の数値が高い。
- ・ 保育者が保護者に対して伝えたいことが十分伝えられないことで苦慮している。外国籍等の子供の保護者の立場になり、文化的言語的背景に寄り添いながら支援する必要がある。
- ・ 幼児教育施設と関係機関との連携体制が取れているのは、約半数である。
- ・ 保育者と小学校教員の情報交換の機会を設けることは7割以上の幼児教育施設で行われているが、子供の学びをつなぐ、より有効性のある具体的な取組について、十分把握できていない。

リーフレットの概要

- 愛知県内の幼児教育施設における、R6年度7月現在の外国籍等の子供の在籍状況を掲載。
- 外国籍等の子供や保護者と関わる際に、母語や母国の文化を大切に思い関わったエピソード（多文化共生の視点）や、当該幼児のいる環境により、多様な文化や考え方に触れ、多様性の理解につながる心を育む機会となったエピソード（国際理解、多様性の理解の視点）について、園でよく見られる5つを挙げている。
- 関係機関との連携や、小学校への接続に関わる取組例（エピソード）を一例ずつ挙げている。

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会
最終報告（一部抜粋）
令和 6 年 10 月

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

（2）特別な配慮を必要とする幼児への指導

- 幼児教育施設においては、障害のある幼児や外国籍等の幼児など特別な配慮を必要とする幼児一人一人の実態に応じた適切な支援を行うとともに、多様性・包摂性のある社会、共生社会の実現に向けて、幼児一人一人のよさや特徴が生かされる集団を形成し、友達との関わりの中で、他者への思いやりを深め、互いの特性を受け止めるなど、幼児同士が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことにより、幼児のウェルビーイングの向上につなげるとともに、幼児が共生社会の担い手として育っていけるようにすることが大切である。

<概要>

- 幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

幼稚園教育要領解説

第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導（一部抜粋）

2. 海外から帰国した幼児等の幼稚園への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

- 一人一人の実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとともに、全教職員で共通理解を深め、幼児や保護者と関わる体制を整えることが必要である。こうした幼児については、まず教師自身が、当該幼児が暮らしていた国の生活などに関心をもち、理解しようとする姿勢を保ち、一人一人の幼児の実情を把握すること、その上で、その幼児が教師によって受け入れられ、見守ら

れているという安心感をもち、次第に自己を発揮できるよう配慮することが重要である。

- 教師はスキンシップをとりながら幼児の安心感につなげる関わり方をしたり、挨拶や簡単な言葉掛けの中に母語を使ってみたりしながら信頼関係を築き、幼児が思ったことを言ったり気持ちを表出したりできるよう努めることが重要である。
- 様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気づき、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得る。
- 幼児が日本の生活や幼稚園生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ることも大切である。保護者は自身が経験した幼稚園のイメージをもっているため、丁寧に園生活や園の方針を説明したりすることなどが必要である。

保育所保育指針解説

第2章 保育の内容 4. 保育の実施に関して留意すべき事項（一部抜粋）

（1） 保育全般に関わる配慮事項

オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

- 保育所では、外国籍の子どもをはじめ、様々な文化を背景にもつ子どもが共に生活している。保育士等はそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育を進めていくことが求められる。

例えば、外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりするなど、保育において子どもや保護者が異なる文化に触れる機会をつくるといったことが考えられる。文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう、子ども同士の関わりを見守りながら、適切に援助していく。

□ 2 年目の取組 □

【1 年目の取組から見えてきた課題】

- 1 幼児教育の基本である、個々の姿に合わせた関わりは、保育者が意識して実践していると考えるが、外国籍等の子供や保護者と関わる際には、「母語や母国の文化を大事にする」という視点が必要となってくる。その視点をもった寄り添いが、現在十分でないとする。

要点：「母語や母国の文化を大事にする」という視点での寄り添い方が十分とは言えない。

- 2 外国籍等の子供がいることが、当該幼児の母国の文化や言語に触れる機会、さらには、日本以外の様々な国の文化や言語に触れる機会へと広げることでもでき、多様性の理解の心を育むよいきっかけになると捉えられるが、その実践はほとんどされていない。日本語に触れること、園（日本の文化や習慣）の生活を伝えることは意識しているが、相手の文化や言語を取り入れた環境や援助の工夫は十分行われていない。

要点：今後の日本での多様性を理解する必要性を感じてはいるものの、園では具体的な実践を進めていく工夫が十分行われていない。

- 3 外国籍等の子供の幼児期の学びを、小学校教育へつないでいくための方法として、情報交換の場を設けることが主であるが、それ以外に、当該幼児が安心して小学校生活を送るための、具体的な接続の取組が明らかになっていない。

要点：子供の困りごとを解消する上での具体的取組の実践が急務である。



【今年度取り組むべき研究内容】

- *外国籍等の子供の文化的言語的背景を大切にした実践とは、具体的にどのようなものか。
- *当該幼児がいる環境で、多様性の理解につながる実践とは、どのようなものか。
- *小学校での生活を見据え、当該幼児の育ちや学びを、どのように工夫してつないでいくことができるのか。



園で参考として活用できる取組事例

事例集を作成

令和7年度第1回愛知県幼児教育研究協議会協議内容

令和6・7年度 協議題

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

〈本日の協議内容〉

◆多文化の環境で育ち合う実践を各園で進めていくために、どのような事例集にしていくとよいか。

◎外国籍等の子供の文化的言語的背景を大切にした実践とは

◎当該幼児がいる環境における多様性の理解につながる実践とは

◎子供の学びを小学校へつなげていくための、具体的な取組とは

・現状について

・具体的にどのような取組や工夫をしているか、又は、する必要があるか

◆事例集を作成するうえで、どのような項目立てをするとよいか

・必要な掲載項目や内容 等

(案) ○母語や母国の文化を大切にした関わり

○多様性の理解につながる関わり

○小学校との関わり（連携についての取組）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

資料 10

専門部会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏 名	職 名
学識経験者 ・ 一般有識者	鈴木 照美	愛知県保育者養成研究会 会長
	栗木 節子	修文大学短期大学部教授
幼稚園・ 保育所等 及び 学校関係者	池田 紀代美	名古屋市立二城幼稚園長
	水野 聡子	阿久比町立ほくぶ幼稚園長
	鈴木 清子	西尾市立西尾幼稚園長
	足立 正和	愛知文教女子短期大学附属一宮ひがし幼稚園長
	小川 由美子	小牧市立大城保育園長
	市村 由佳	豊田市立広沢こども園長
	岡田 正順	白帝保育園長
	長坂 博子	岡崎市立連尺小学校長
	加藤 登	あま市立七宝小学校長
県関係者	今田 宗孝	愛知県教育委員会あいちの学び推進課主席社会教育主事

令和7年度 愛知県幼児教育研究協議会開催計画

年	月	日	曜	予定時間	研究協議会	専門部会
7	5	26	月	10:00～12:00 自治センター 603会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和7年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
7	7	16	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第1回専門部会〉 ・第1回研究協議会の報告 ・令和7年度協議題の確認 ・研究内容について ・報告書の構想検討 ・第2回部会の予定確認
7	9	3	水	14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室		〈第2回専門部会〉 ・報告書の構想案 検討 ・第3回部会の予定確認
7	11	13	木	14:00～16:00 三の丸庁舎 B104会議室		〈第3回専門部会〉 ・報告書の構想案 最終検討 ・報告書案のまとめ
8	1	23	金	10:00～12:00 三の丸庁舎 B203会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・令和8年度の計画 （方向性について）	